相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県大里郡寄居町大字折原一三一三番地、最後の住所東京都新宿区戸山二丁目二八番一〇六号　被相続人　亡　麥屋　忠正

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年六月五日

事務所東京都渋谷区代々木二丁目五番一号羽田ビル八〇二号室新宿南法律事務所

相続財産管理人　弁護士　土肥　尚子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍仙台市宮城野区栄二丁目一四番地の一五、最後の住所横浜市鶴見区馬場七丁目一番三六号　被相続人　亡　太田フクヱ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年六月五日

横浜市中区尾上町三丁目三五番地横浜第一有楽ビル五階

相続財産管理人　弁護士　村松　雄太

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍川崎市幸区紺屋町五七番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　安藤　隆幸

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年六月五日

川崎市川崎区東田町一一番地二六　三起ビル東田四階　井町総合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　井町　順一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県鎌倉市関谷六〇七番地、最後の住所不明　被相続人　亡　細谷清五郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年六月五日

横浜市中区相生町一丁目一五番地　第二東商ビル七階

相続財産管理人　弁護士　杉本　朗

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍横浜市南区別所五丁目二六番、最後の住所横浜市港南区芹が谷一丁目一〇番八号　被相続人　亡　田村　勲

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年六月五日

横浜市中区日本大通一七　ＪＰＲ横浜日本大通ビル一〇階　横浜平和法律事務所

相続財産管理人　弁護士　鈴木　義貴

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍新潟県中魚沼郡津南町大字下船渡甲三九三五番地、最後の住所新潟県中魚沼郡津南町大字下船渡甲三九三二番地　被相続人　亡　桑原　隆

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年六月五日

新潟県十日町市本町六丁目クロステン四階　弁護士法人新潟みなと法律事務所十日町事務所　相続財産管理人　関　雅夫

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍富山県砺波市花島一〇六番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　花島与三治

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年六月五日

事務所富山県高岡市中川上町一〇番一四号　ソーラービル三階Ａ室

相続財産管理人　弁護士　片岡　長司

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡県焼津市小川新町四丁目一八六九番地三の二、最後の住所静岡県焼津市小川新町四丁目五番二七号　被相続人　亡　富田　勲

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年六月五日

静岡県静岡市葵区常磐町一丁目四―一一杉徳ビル二階　すんぷ総合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　櫻田　和也

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡県袋井市大谷一〇五五番地、最後の住所静岡県袋井市大谷九八六番地の一　被相続人　山下　義一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年六月五日

静岡県浜松市中区中央一丁目六番二二号　ＳＬビル四階　はままつ共同法律事務所

相続財産管理人　弁護士　平野　晶規

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍奈良県橿原市小房町四〇番地、最後の住所愛知県一宮市明地字西阿古井一番地　被相続人　亡　前部三寶子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年六月五日

愛知県一宮市向山町二丁目二二番地二鈴木泉法律事務所

相続財産管理人　弁護士　小野　晶子

第15期決算公告　平成25年5月24日

滋賀県守山市阿村町45番地

ディー・ディー・テクニカル株式会社

代表取締役　筏　継雄

貸借対照表の要旨（平成25年3月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	19,708
	固定資産	255
	資産合計	**19,963**
負債及び純資産の部	流動負債	1,087
	固定負債	63
	負債合計	**1,150**
	株主資本	18,813
	資本金	10,000
	利益剰余金	8,813
	その他利益剰余金	8,813
	（うち当期純利益）	(214)
	純資産合計	**18,813**
	負債・純資産合計	**19,963**